

令和7年度 大刀洗町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体として、戦後からその時代の状況や環境に関わる課題に対して、住民を主体とした活動によって解決していくため、地域福祉を推進してまいりました。

現在では、国が目指す包括的支援体制の構築によって地域福祉の“施策化”が進められ、法律で地域福祉を行政が推進することが定められたことにより、複雑化・複合化した生活課題を地域住民や専門機関、行政や社会福祉協議会等が連携しながら解決していくことが求められています。

ただし、介護・障がい・難病・不登校・引きこもり・生活困窮など複雑な課題により、日常的な生活のバランスが狂うことによって複合化した生活課題を、すべての人が理解・共感できるかと言えばそれは非常に難しく、理解されないことによって孤立・排除されることも少なくありません。

社会福祉協議会は、複雑化・複合化した課題を解決していくために、住民の生活の場である地域において、課題に気づき、課題の背景にあるものを理解し、共感のもと地域と課題解決のための活動を共に進めていくことが地域福祉活動であると考えています。

社会福祉の大きな転換期に際し、地域に求められ、地域とともに活動できる社会福祉協議会となるため、小地域協議会や学校、企業、ボランティア等、幅広い年代や機関・領域を対象に地域福祉活動を展開するとともに、福祉教育などを通じ福祉に関する理解を拡げていきます。

2. 経営理念

大刀洗町社会福祉協議会は、上記の基本方針を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開いたします。（全社協発行：市区町村社協経営指針より）

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの充実
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任のある自律した組織運営

3. 重点目標

(1) 町民全体の福祉意識向上を目的とした地域福祉活動の推進

社会福祉協議会では、これまで「住民主体の原則」に基づき、誰もが安心して暮らすことが出来る地域づくりを目指して、地域を基盤とした福祉活動の支援を行ってまいりました。近年、地域における生活課題の複雑化・複合化が問題視されておりますが、その要因の一つに「社会的排除」が指摘されており、多様化した生活や考え方に対する地域や住民の正しい「理解」が最も重要です。そのためにも、小地域協議会を中心とした住民の集まる場において、地域で活動している方への福祉の啓発や学習を進めるとともに、福祉教育などを通して学齢期やボランティア等の若い世代への学習や体験の機会を設け、町民全体の福祉意識を高めるための取り組みを進めます。

(2) 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画及び市町村社協中期経営計画の策定

第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が今年度までとなり、第3期計画の策定が予定されています。第2期計画の評価を反映しつつ、現在の法律やサービス、社会の状況を踏まえながら、福祉関連計画の上位計画として今後の大刀洗町の福祉の指針となるよう、町と連携した計画及び活動計画の策定を目指します。また、第3期計画と並行して、本法人の長期的な方針を視覚化するためにも、中期経営計画の作成に取り掛かります。

4. 事業計画

※ (下線) は新規事業

法人運営部門

(1) 社会福祉協議会の運営

社会福祉法人である大刀洗町社会福祉協議会の法人運営や事業経営を行うとともに、企画や各部門間の調整など円滑な事業実施や運営ができるよう、社協全体の管理業務を行う。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 所轄庁への届出や対外的な法的対応に関する業務
- 職員研修の充実

・部門別職員研修の実施

- 役職員研修会の開催
- 関係機関（行政・民生委員協議会等）との情報交換・連絡会議の開催
- 財産管理
- 定期監査の実施
- 苦情解決体制の整備
- 定款、その他諸規程の整備
- 文書管理（ファイリングシステム）
- 人事労務管理
- 個人情報保護と適正な管理
- 社会福祉協議会表彰の実施【ドリームまつり時実施】
- 安全衛生委員会の開催
- みい青年会議所との災害協定に基づく連携
- 第三者委員会の開催
- 社会福祉法人の公益事業推進に向けた町内社会福祉法人との連携強化
- 両筑地区社会福祉協議会連絡会及び各部会への参加
- 持続可能な組織としての整備・強化
- 保育園運営及び経営の安定化を目指した取り組み

○市区町村社協中期経営計画の策定

地域福祉活動推進部門

(2) 住民主体の地域福祉活動の推進

住民が主体となった福祉の地域づくりを進めることを目指し、各区における要援護者見守

りネットワーク事業等の地域活動を支援する。

- 要援護者見守りネットワーク協議会小地域協議会の育成と支援
 - ・要援護者見守りネットワーク協議会幹事会【6月・1月】
 - ・要援護者見守りネットワーク協議会全体会【6月・1月開催予定】
 - ・小地域協議会への参加、支援
 - ・災害時要援護者支援制度への協力【要援護者支援台帳の整備支援】
 - ・いのちのバトン事業の実施【随時】
 - ・小地域だよりの発行【不定期発行】
 - ・ミニデイサービス事業の育成と支援
- 地域福祉活動連絡会（福祉課・包括・社協他）【月1回】
- 関係機関及び地域包括支援センターとの連携
- 地域福祉講座の開催
- 福祉協力員の育成【研修会：年1回程度】
- たちあらい企業見守りネットワーク事業の推進
- 福岡県地域福祉活動職員連絡会事業への参加
- たちあらい企業見守りネットワーク事業の推進
- 町内社会福祉法人による支援体制の構築
 - ・社会福祉法人情報交換会の開催

(3) 高齢者福祉の推進事業

高齢化が進むにつれて、高齢者世帯の抱える課題は年々増加し多種多様になっています。高齢者の生きがいがづくりや地域で活躍できる場を支援する。

- 男性の料理教室への支援【毎月第1木曜日、中央公民館】
- 福祉バス運行事業【シニアクラブ送迎・ミニデイ外出支援 他】
- ミニデイサービス事業《共同募金配分金事業》
 - ・ミニデイボランティア研修会の実施
- シニアクラブの育成と支援《共同募金配分金事業》
- 折り紙サロンの実施【実施日：毎月最終月曜日】《歳末たすけあい配分事業》
- 健康マージャンサークルの支援
- 「思いやり卓球」の開催支援

(4) 障がい者福祉の推進事業

当事者を中心とした活動の推進を図り、住民の理解と協力を深め、障がい者のための環境づくりに重点をおいて事業を実施する。

- 点訳ボランティア『凸凹の会』支援【毎月第2・4木曜日】《歳末たすけあい配分事業》
- 身体障がい者福祉協会への支援《共同募金配分金事業》
- 視覚障がい者へ“声の広報”事業【ナレーションサークル風】《共同募金配分金事業》
- 車椅子の貸出し【対象者：介護保険非該当者・短期利用者】
- 地域自立支援協議会への参加と協力

(5) 子育て支援の推進

少子化の現状の中、子どもを育てやすい地域づくりを目指し支援する。

- 子ども見守り隊への支援《共同募金配分金事業》

- 子ども見守り隊研修の開催
- 特別支援教育総合推進会議への協力と連携
- 障がい児に関する関係機関との連携会議【れいんぼー会 月1回】

(6) 母子・寡婦・父子福祉の推進及び女性団体への支援

母子・父子・寡婦の「自立」「社会参加」の支援及び女性団体への支援を行う。

- 母子寡婦福祉会の援助《共同募金配分金事業》
- 大刀洗町女性の会への助成《共同募金配分金事業》

(7) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターとして、地域のニーズに応じたボランティア活動を支援するため、新たなボランティアの育成や既存のボランティア団体の支援につとめる。

- ボランティアセンターの運営
- ボランティア連絡協議会との連携
- ボランティア団体の育成・活動支援
 - ・中学生ボランティア活動の支援
- ボランティア入門・養成講座の開催
 - ・ボランティア入門講座
 - ・朗読研修会
 - ・災害ボランティア講座
- ボランティア情報誌「ちょぼら」の発行【6月・11月・3月 年3回発行】
- 広報、啓発の推進
- ボランティア活動資材提供及び活動援助
- ボランティア相談、登録
- ボランティア保険手続業務
- ふくおかきずなフェスティバルへの参加【2月開催予定】
- ドリームまつりへの参加【11月】
- 災害ボランティア事前登録制度

(8) 福祉教育の推進

福祉の心づくりを広め、住民の福祉活動への自主的・主体的参画を進める。

- 福祉教育連絡会の開催【年1回 5月開催予定】
- 福祉教育教材「ともに生きる」配本とその活用【7月頃配布予定】
- 福祉協力校事業【町内小中学校に助成】《共同募金配分金事業》
- 小・中学校の福祉教育への協力と支援【総合学習等支援】
- 町内保育園の福祉事業への援助《共同募金配分金事業》

(9) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力

- 共同募金運動【運動期間：10月1日～12月31日】
- 歳末たすけあい運動【運動期間：12月1日～12月31日】
- 災害に対する義援金募金活動

(10) 当事者組織への支援

同じ状況におかれた当事者の組織化を図り、情報交換やお互いのことを理解することで、

当事者の支援を行う。

- とまり木の会（家族介護者の会）への支援【定例会：毎月第3火曜日】
- 語ろう会（障がい者当事者及び家族の会）への支援【定例会：毎月第1火曜日】
- 障がい児・者親の会『ぼけっと』への支援
【定例会：毎月第4土曜日 こども家庭センター】《共同募金配分金事業》

(11) 広報・啓発活動

地域の福祉活動の情報を発信するとともに、地域生活課題と町民のニーズを把握し、福祉事業への関心と参加意識を高める。

- 社協だよりの発行【年6回発行】《共同募金配分金事業》
- ホームページ・フェイスブック・インスタグラムの運営・管理

(12) 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

令和8年度から5ヵ年計画で施行される「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」について、地域住民、役場福祉課と協議の場を持ちながら策定を進める。

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（仮）の開催

相談援助部門

(13) 各種相談事業

住民の日常生活の様々な相談に応じ、問題の解消・解決の窓口として、関係機関や地域住民と連携しながら、適切な助言・サポートを行う。

- 心配ごと相談事業【実施日：毎月第1～4水曜日】
- 無料法律相談【実施日：奇数月第2木曜日】
- せいかつ☆ふくし相談窓口【随時：職員対応】

(14) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などへの福祉サービス利用援助のための、相談・支援計画作成と、利用手続き及び代行、金銭管理等の支援を行う。

- 専門員による相談受付及びサービス利用のための支援計画作成
- 福祉サービス利用援助のための生活支援員の派遣

(15) 生活福祉資金貸付事業

- 生活福祉資金の貸付及び償還の相談・支援・指導
- 総合支援資金
 - ・生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用の貸付）
 - ・住宅入居費（敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付）
 - ・一時生活再建費（生活を再建するために、一時的に必要な日常生活費の貸付）
- 福祉資金・緊急小口資金
- 教育支援資金
- 不動産担保型生活資金
- 困りごと相談室（グリーンコープ）との連携
- 特例貸付（総合支援資金・緊急小口資金）の償還・相談・支援・指導

(16) 生活困窮者に対する支援

生活や家庭環境、就業状況などの理由で経済的に困窮されている方に対し、食料品等の給付等一時的な支援を行うとともに、生活自体の立て直しと支援を行う。

- ふくおかライフレスキュー事業
 - ・社会福祉法人情報交換会の開催（県社協と連携）
- 臨時食料品等給付事業（フードバンク福岡との連携）
- 企業・団体からの困窮者支援受け入れ
- フードパントリー（食料配布会）の開催【7月・12月・3月開催予定】
- フードドライブ（食糧収集・活用）の実施
- 生活福祉資金貸付手続

在宅福祉サービス部門

(17) 居宅介護支援事業

- 身体障がい者・知的障がい者・児童へのホームヘルプ事業
- 生活管理指導員派遣事業
- 福祉有償運送事業

(18) 一般相談支援事業

障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業において、基本相談支援及び地域移行支援等を行う。

- 基本相談支援の実施
- 地域移行支援の実施
- 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(19) 特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく特定相談事業において基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行う。

- 基本相談支援
- 計画相談支援の実施
 - ・サービス等利用計画
 - ・継続サービス支援（モニタリング及び評価）
- 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(20) 障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく一般相談事業において基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行う。

- 基本相談支援
- 計画相談支援の実施
 - ・サービス等利用計画
 - ・継続サービス支援（モニタリング及び評価）
- 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

児童福祉施設運営部門

(21) 保育園運営事業

児童福祉法に基づき、乳児及び幼児が心身ともに健やかに育成される保育事業を行う。

○大堰保育園（抜粋・詳細については別紙添付）

- ・地域交流や保護者支援をとおし、一人ひとりを大事にした保育
- ・自然の中で、体を思いきり動かし、健やかで柔軟な体の育成
- ・体験型保育をとおし、生命ある食を大切にする心の醸成
- ・意欲的な表現の中で、豊かな感性の育成

○本郷保育園（抜粋・詳細については別紙添付）

- ・子ども一人ひとりを大切にし、人権や主体性を尊重し、地域に愛される保育園
- ・一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、将来を生き抜くためのたくましい心と体づくり

○保育園職員研修会の実施【年4回程度】

○定例園長会【毎月】

(22) 病後児保育事業

生後3カ月から小学校6年生までの病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、安心して子育てできる環境を整える。

○病後児センターすこやかへの委託運営

受託事業部門

(23) 障がい者相談支援事業

心身に障がいのある方やその家族からの相談に応じて、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、解決に向けて相談および支援を行う。

○障害支援区分認定調査

○障がい児・者、引きこもりの方等の相談支援（就労支援、生活支援）

○教育委員会と連携した保育園・小学校・中学校の巡回相談および継続的な支援

○事業所等関係機関との連携

○各種会議等への参加と支援（れいんぼ一会・地域連携会議・地域自立支援協議会 他）

(24) 生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の支え合い活動の仕組みづくりや、地域のニーズを把握し、住民が主体となった取り組みを進めていくため、生活支援コーディネーターを配置し、住民が集まる場への足を運び、地域課題の把握や住民の生活を支援していくための体制の整備を、行政・地域包括支援センター・社協そして住民・企業・福祉事業所と協働して進める。

○協議体への支援（小地域協議会・ミニデイ等への参加）

○地域ケア個別会議への参加

○地域ケア推進会議への参加

○地域包括ケアシステム連携会議への参加

○認知症ネットワーク連携会議への参加

○住民相互の活動に向けた支援

- ・「思いやり卓球」の開催支援

- 生活支援の担い手の育成やサービスの開発（ボランティアセンターとの協働）
- たちあらい企業見守りネットワーク事業の推進
- 町内社会福祉法人による支援体制の構築
 - ・社会福祉法人情報交換会の開催

(25) 地域共生社会構築事業（重層的支援体制の整備）

町が進める重層的支援体制を整備するうえで、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」「福祉事務所未設置町村相談事業」を受託し、現在推進している『要援護者見守りネットワーク事業』による地域支援の強化と、住民や地域、関係機関から挙がってくる個別課題や地域課題の解決に向けた包括的な支援体制づくりを行う。

- アウトリーチ等を通じた継続支援
 - ・住民からの個別課題の解決に向けた柔軟な相談体制の構築
- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
 - ・住民が持つ様々な課題に対し、身近な地域における共助の取り組みを進める
- 福祉事務所未設置町村相談事業
 - ・一次的な相談支援として、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、自立相談支援事業へのつなぎ等を行う。
- 要援護者見守りネットワーク事業の実施
- 小地域協議会への福祉教育の強化
- 総合福祉相談窓口（せいかつ☆ふくし相談窓口）の設置
- 役場関係機関、専門機関との課題抽出及び課題解決に向けた連携体制の構築
- 地域福祉活動連絡会（福祉課・包括・社協他）【月1回】
- たちあらい企業見守りネットワーク事業の推進
- 町内社会福祉法人による支援体制の構築
 - ・社会福祉法人情報交換会の開催

その他

(26) 災害時における支援体制の整備

大規模災害発生時における、本会機能・事業の継続及び被災地域・住民に対する支援等、平常時から準備・対策しておくことが必要である。事業継続計画や災害ボランティアセンター等の機能が円滑に進められるよう準備を行う。

- 他市町村災害ボランティアセンター運営支援（災害発生時、県社協より派遣依頼）

※開催予定研修一覧

- ・要援護者見守りネットワーク協議会全体会 2回
- ・地域福祉講座
- ・福祉協力員研修会
- ・ミニデイボランティア研修会
- ・子ども見守り隊研修
- ・ボランティア入門講座
- ・災害ボランティア講座
- ・朗読研修会